

2 建 第 1 4 8 8 号
令和2年10月13日

社団法人福島県宅地建物取引業協会 会長
社団法人全日本不動産協会 福島県本部長 様
社団法人全国賃貸住宅経営協会 福島県支部長

福島県土木部長
(公印省略)

再契約締結月における賃料の計算方法について (通知)

令和元年台風第19号に係る災害に伴う県借上げ住宅の供給につきまして、平素より御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、再契約月の賃料については、初回契約分と再契約分との2回に分けてお支払いしております。その際、小数点以下切り捨て方法での計算としているため、月額賃料と支払金額に1円の差が生じる場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

このことにつきまして、貸主及び貴所属の会員の皆様に対し御周知願います。

(例) 賃料6万円 契約終期10/15

①新規契約分

10/1～10/15の賃料

$60,000 \times 15 \div 31 = 29,032$ (端数切り捨て)

②再契約分

10/16～10/31の賃料

$60,000 \times 16 \div 31 = 30,967$ (端数切り捨て)

③支払金額合計

29,032 円 + 30,967 円 = 59,999 円

(事務担当 建築指導課 赤間 電話024-521-5764)